別表第１備考１(2)3)を次のように改める。

3）引火点が23℃未満であって、接着剤等粘度の高い輸送許容物件は、国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものであり、次に掲げる要件に適合する場合、等級を３とすることができる。

ア）溶剤分離試験(攪拌した試験物質を、高さが約25cmで内径が約３cmで均一なメスシリンダーに100mℓ注入し、24時間経過後の分離した溶剤の高さを測定する試験をいう。)において、分離した溶剤の高さが試験物質全体の高さの３％未満であること。

イ）区分番号が６．１又は分類番号が８のいずれにも該当しないものであること。

ウ）次の表の第１欄及び第２欄に掲げる流下時間（ＪＩＳ　Ｋ　5600―２―２に規定されるフローカップ法により測定された流下時間をいう。)及びその測定に用いたフローカップのオリフィス径に応じ、引火点が同表の第３欄に掲げる温度であること。

流　下　時　間	フローカップのオリフィス径	引　火　点
20秒を超え60秒以下の時間	４㎜	17℃を超える温度
60秒を超え100秒以下の時間	４㎜	10℃を超える温度
20秒を超え32秒以下の時間	６㎜	５℃を超える温度
32秒を超え44秒以下の時間	６㎜	－１℃を超える温度
44秒を超え100秒以下の時間	６㎜	－５℃を超える温度
100秒を超える時間	６㎜	－５℃以下の温度

エ）容量が、旅客機で輸送する場合にあっては30ℓ、旅客機以外の航空機で輸送する場合にあっては100ℓを超えないこと。

別表第１備考１(2)3)の次に次を加える。

4）規則第194条第１項第３号に掲げる引火点が摂氏六十度を超える液状の物質が、当該引火点以上の温度で輸送される場合、等級を３とする。

別表第１備考２１の表Ａ３の項を次のように改める。

Ａ３	化学的又は物理的特性が、当該分類番号又は区分番号の欄に掲げる危険性を有せず、かつ、その他の分類又は区分に該当する危険性がない場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。

別表第１備考２１の表Ａ21の項を次のように改める。

Ａ21	湿式電池、ナトリウム電池、リチウム電池を動力源とする車両及び湿式電池又はナトリウム電池を動力源とする機器であって、これらの電池を装着した状態で輸送されるものに限る。また、次に掲げる物件を輸送する場合にあっては、次の規定に従うこと。 １）リチウム電池を動力源とする機器は、リチウム金属電池（装置に組み込まれたもの）又はリチウム金属電池（装置とともに包装されたもの）並びにリチウムイオン電池（装置に組み込まれたもの）又はリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）として輸送すること。 ２）内燃機関及び湿式蓄電池、ナトリウム電池又はリチウム電池を動力源とするハイブリッド自動車は、車両（引火性ガスを燃料とするもの）又は車両（引火性液体を燃料とするもの）として輸送すること。 ３）燃料電池を動力源とする車両及び機器は、車両（引火性ガスを燃料とする燃料電池を動力源とするもの)、車両（引火性液体を燃料とする燃料電池を動力源とするもの)、燃料電池機関（引火性ガスを燃料とするもの）又は燃料電池機関（引火性液体を燃料とするもの）として輸送すること。

別表第１備考２１の表Ａ32の項を次のように改める。

Ａ32	当該物件が車両、船舶、航空機に装備されているもの又はハンドル、ドアパネル、座席等の完成品に装着されたエアバッグインフレーター、エアバッグモジュール若しくはシートベルトプレテンショナーであって、不慮の作動ができないように措置されているものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。

別表第１備考２１の表Ａ46の項を次のように改める。

Ａ46	１）引火性液体に該当する物質が危険性の認められない固体物質に完全に吸収され、かつ、密閉された状態にあるものであって、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の容器の漏えい試験（単一容器に限る。)に合格している場合は、可燃性物質として、当該品名で輸送することができる。 ２）前項の技術上の基準に従い、かつ、吸収された引火性液体の等級が２又は３のものに該当する物質であって、小型容器又は物品に入れられている量が10mℓ以下のものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

別表第１備考２１の表Ａ50の項を次のように改める。

Ａ50	毒物に該当する液体（等級が１のものを除く。)が、危険性の認められない固体物質に完全に吸収され、かつ、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の容器の漏えい試験（単一容器に限る。)に合格している場合は、当該品名で輸送することができる。

別表第１備考２１の表Ａ51の項を次のように改める。

Ａ51	航空機用蓄電池については、旅客機で輸送する場合の許容質量は国連番号が2794又は2795の蓄電池にあっては100kg、国連番号が3480のリチウムイオン電池にあっては35kg以下（一の航空機に用いるものに限る。)とする。ただし、本特別規定に従って輸送する旨を第17条第１項に規定する書類に記載すること。

別表第１備考２１の表Ａ69の項を次のように改める。

Ａ69	次に掲げる物件を貨物として輸送する場合、当該物件は輸送禁止物件に含まれないものとする。ただし、輸送の書類には、この規定により輸送する旨記載しなくてはならない。 １）水銀の含有量が15ｇ以下の温度計、電源スイッチ及び切替装置（リレー)。ただし、それらが機器に内蔵されており取り外しできない場合であって、通常の輸送において生じる圧力及び衝撃を受けても水銀の漏えいがないこと。 ２）一の灯火当たりの水銀の含有量が１ｇ以下の灯火であって、一包装物当たりの水銀の総合計量が30ｇ以下のもの。ただし、当該包装物は、0.5m以上の高さから落下試験を行っても収納物が破損しないこと。 ３）水銀、ガリウム又は不活性ガスそれぞれの含有量が100㎎を超えず、かつ、一包装物当たりの総合計量が１ｇ以下のもの。

別表第１備考２１の表Ａ70の項を次のように改める。

Ａ70	１）内燃機関が単体又は他の輸送禁止物件を含まない機械その他装置に組み込まれた状態で貨物として輸送される場合であって、次に掲げるいずれかの条件を満たす場合に限り、輸送禁止物件に含まれないものとする。 ア）輸送禁止物件に当たらない燃料により作動する内燃機関であること。